

## 専修学校 自己点検・評価項目

学校法人 北斗文化学園  
北海道福祉教育専門学校  
専攻科 日本語教育課程

## 北海道福祉教育専門学校 自己点検・自己評価

### 1 実施期間

毎年度 4月1日～3月31日

### 2 実施体制

学内に設置されている「学校自己評価委員会」において、委員会の委員を中心に、教職員が連携して評価を行います。

### 3 実施方法

- (1) 評価は、「日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁）」を基に実施します。  
また、「専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）」を参考にいたします。
- (2) 評価は、年度終了後速やかに行い、年1回行うこととします。
- (3) 評価結果は、現状と今後の改善、解決に向けた取組み等を記載し公開します。

### 4 自己評価の項目

自己評価は、以下の項目を実施します。

項目	番号	評価
(1) 教育理念、目的、育成人材像		
① 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか	①	5
② 学校における職業教育の特色として挙げられるものがあるか	②	5
③ 業界のニーズ等を踏まえた学校の中長期的な将来構想を抱いているか	③	5
④ 学校の理念・目的・育成人材像・特色など、学生・保護者等に周知されているか	④	5
⑤ 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか	⑤	5
(2) 学校運営		
① 法務省告示日本語教育機関の「日本語教育機関告示基準」に適合しているか	①	5
② 学校の目的等に沿った運営方針が策定されているか	②	5
③ 事業計画を定め、それに沿って運営方針が策定され実行されているか	③	5
④ 運営組織や意思決定機能は、明確化され有効に機能しているか	④	5
⑤ 人事、給与に関する規定等は整備されているか	⑤	5
⑥ 学校組織の運営、意思決定システムは整備されているか	⑥	5
⑦ 法令等を遵守するコンプライアンス体制が整備されているか	⑦	5
⑧ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか	⑧	5
⑨ 学校の運営体制が日本語学校の告示基準を満たしているか(日本語教育課程)	⑨	5
(3) 教育活動		
① 教育理念に沿った教育課程の編成が策定されているか	①	5
② 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベル、学習時間の確保は明確にされているか	②	5
③ 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	③	5

項目	番号	評価
④ 職業観を育成しキャリア教育の視点に立ったカリキュラム編成や教育方法の工夫・開発などが実施されているか	④	5
⑤ 関連分野における実践的な職業教育（産学連携による実習、研修等）が体系的に位置づけられているか	⑤	5
⑥ 授業計画（シラバス）を作成し、授業計画の確認、授業進捗管理、年間授業スケジュール管理を行っているか	⑥	5
⑦ 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか	⑦	5
⑧ 授業評価の実施及び評価体制はあるか	⑧	5
⑨ 人材育成目標の達成に向け、採用基準に則り授業、学生指導を円滑に行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	⑨	5
⑩ 関連分野における先端的な知識・技術等を修得するため、教職員の資質及び能力向上に対する研修等の取組は行われているか	⑩	5
⑪ 授業計画、授業内容に則した教材を選定し、授業等で活用されているか	⑪	4
⑫ 資格取得等に関する指導体制は、体系的に位置づけられているか	⑫	5
⑬ 各種日本語試験の認定率向上のための体制が整備されているか（日本語教育課程）	⑬	5
(4) 学修、教育成果		
① 進路決定率、企業内定率、業界就職内定率等、向上が図られているか	①	5
② 奨励する検定試験等の合格率、資格収録率の向上が図られているか	②	5
③ 退学率低減に向けての取組みが図られているか	③	5
④ 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	④	5
⑤ 業界で活躍する卒業生を紹聘し、在校生に対する職業意識の向上のための講話や体験談等を実施する機会を設けているか	⑤	5
⑥ 留学生の日本語能力の適切な把握や向上が図られているか	⑥	5
(5) 学生支援		
① 就職、進学指導に関する支援体制は整備され有効に機能しているか	①	5
② 学生相談に関する体制は整備され有効に機能しているか	②	5
③ 学生に対する奨学金等の経済的な支援体制は整備されているか	③	5
④ 学生の健康管理を行い担う組織体制はあるか	④	5
⑤ 課外活動に対する支援体制は整備されているか	⑤	5
⑥ 学生の生活環境への支援は行われているか	⑥	5
⑦ 保護者と定期的に連絡する体制を整え適切に連携しているか	⑦	5
⑧ 卒業生への支援体制はあるか	⑧	5
⑨ 外国人留学生に対する生活指導・防災や緊急時における支援体制が整備されているか	⑨	4
⑩ 留学生に日本社会を理解するための支援が適切に行われているか	⑩	5
⑪ 留学生に日本の法令等を遵守させる適切な指導を行っているか	⑪	5
(6) 教育環境		
① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	①	5
② 学外実習施設について十分な教育体制を整備しているか	②	5
③ 防災に対する体制は整備されているか	③	5
④ 学生及び教職員の保健衛生管理は適切に実施されているか	④	5

項目	番号	評価
<b>(7) 学生の募集と受入</b>		
① 学生募集活動は、適正に行われているか	①	5
② 学生募集において教育成果は正確かつわかりやすく伝えられているか	②	5
③ 志願者に対する問合せ、相談等に適切に対処する体制がとられているか	③	5
④ 入学選考試験は、適正かつ公平な基準に基づき実施されているか	④	5
⑤ 学納金は妥当なものとなっているか	⑤	5
<b>(8) 財務</b>		
① 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	①	3
② 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	②	5
③ 財務状況について会計監査が適正に行われているか	③	5
④ 財務情報公開の体制整備はできているか	④	5
<b>(9) 法令等の遵守</b>		
① 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	①	4
② 個人情報に關し、その保護のための対策がとられているか	②	5
③ 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか	③	5
④ 自己評価結果を公開しているか	④	4
⑤ 出入国管理及び難民認定法令等の遵守と適切な運営が行われているか	⑤	5
<b>(10) 社会貢献</b>		
① 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	①	5
② 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか	②	5
③ 地域社会との連携、協力体制をとっているか	③	5
<b>(11) 国際交流</b>		
① 海外研修旅行は、安全かつ環境面、更には教育効果を高める訪問地の決定がされているか	①	5
② 海外留学希望者への事前説明、フォローアップ体制は十分に機能しているか	②	5

## 5 評価項目に対する評価

評価は、5～1の点数で記載します。

5：適切（又は実施） 4：ほぼ適切（ほぼ実施） 3：普通

2：やや不適切（少し実施） 1：不適切（実施していない）

以上

# 日本語教育機関　自己点検・評価項目

学校法人 北斗文化学園  
北海道福祉教育専門学校  
専攻科 日本語教育課程

この「自己点検・自己評価」は、法務省告示日本語教育機関として適切な教育活動を実施する設置者の運営状況とそのマネージメントに関する事項で構成しています。

前半は、大項目として理念・教育目標、組織、財務、教育環境、安全・危機管理、法令の遵守などを設けます。後半は、運営全般、学生募集、教育活動、学生支援、教育成果に関する事項を設けています。

大項目の下には、中項目、小項目を設定しています。

点検を実施する際には、まず、小項目を点検・評価し、それを中項目にまとめ、大項目において達成状況、課題、改善計画などを記述します。

点検と評価にあたって、主任教員、事務の責任者、校長、校長より任命される統括責任者によって編成された組織によって実施します。

小項目の評価は、以下の分類とし、欄内に数字で記入します。

◎評価は、5～1の点数で記載します。

5：適切（又は実施） 4：ほぼ適切（ほぼ実施） 3：普通  
2：やや不適切（少し実施） 1：不適切（実施していない）

以上

## 自己点検・自己評価項目

### 1 理念・教育目標

項 目	評価点
1-1 教育理念 1-1-1 <教育理念> 建学の精神「愛・敬・信」に基づき、日本語の習得を通して、その先にある日本の持つ精神性に裏付けられた専門知識や技術を習得し、世界の平和と人類福祉に貢献することのできる人材育成を行う。	5
1-1-2 <教育目標> 1. 確かな日本語の基礎を身につけて、その後に実践的な日本語の運用力を身につける。	5
2. 日本語を修得し、日本の社会性、対人関係性の向上に資するコミュニケーション力を身につける。	5
3. 日本語を修得し、日本並びに外国の文化の理解を通じた多文化共生実現力を身につける。	5
1-1-3 <3つのポリシー> 本校の開設する 1 年コース、6 ヶ月コース(2 クラス)で学びの目的を達成するため、アドミッション・ポリシー（入学者受入に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程に関する方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）の 3 つのポリシー（方針）を定め、教育活動を実施する。	5
1. アドミッション・ポリシー（入学者受入に関する方針） 本学園設置校の教育の目的と理念を理解し、日本語を修得し、実践的な日本語の運用力を身に着けると共に日本語を通じて、日本の社会、日本の文化、歴史、政治、経済などに関する幅広い知識と豊かな教養を身につけ、最終的に国際社会に貢献したいという意志のある学生を広く世界から求める。	5
①グローバル化する社会において、日本語を通じて日本国内だけではなく、世界の平和に貢献しようとする人	5
②実践的な日本語運用力の習得に強い意欲を持っている人	5
③日本を含め自国、諸外国の文化に興味や関心を持ち、相互に尊重し合える精神を持つ人	5
④日本語を学ぶまでの適性と基礎学力を有する人	5

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程に関する方針） 各コースは、日本語学習だけではなく、本学園が設置する設置校の教育コンテンツである学園行事などを通じて、日本の社会、文化、習慣等を学び多様な価値観を涵養する。	5
①高度な日本語力を修得し、専門知識や技術を学ぶための礎を修め、国際社会で活躍するのにふさわしい高い見識並びに豊かな教養を身につけた人材を育成することを目的とする。	5
②日本語を学び、日本の社会と文化に精通すると共に、豊かな教養に基づく公正な判断力を身につけ、より深く日本を知り、世界に向けて、日本を発信することの出来る人材を育成する。	5
3. ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針） 日本語の学修を通じて、高度な日本語力、日本の地域社会や、文化生活習慣についての専門的知識や技術を習得し、国際社会に活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養を身につけ優れた人間性を涵養する。	5
①世界平和に貢献する人材を育成することを目的とし、これに適う人材に卒業を認定する。	5
1-1-4. 理念、教育目標及び校訓が教職員、学生に周知されている。	5
<b>2 組織</b>	
<b>2-1 組織態勢</b>	
2-2-1. 校長、主任教員及び教員は、「法務省告示日本語教育機関の運営に関する基準(告示基準)」で定める要件を備えている。	5
2-2-2. 校長、主任教員の権限や、専任教員及び非常勤教員の役割の職務内容及び責任が明確に定められている	5
2-2-3. 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質が明示されている。	5
2-2-4. 前項は、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」に基づくものであり、職務基準および指導経験年数別の能力・知識・資質基準を策定している。	5
<b>2-3 事務組織</b>	
2-3-1. 生活指導責任者及び入管事務担当者が特定され、その職務内容及び責任と権限が明確に定められている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限が明確化されている。	5
2-3-2. 生活指導責任者及び入管事務担当者が学生及び教職員に周知されている。	5
2-3-3. 入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。	5

2-4 採用と育成 2-4-1. 教員及び職員の採用方法及び雇用条件が明文化されている。	5
2-4-2. 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。	5
2-4-3. 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている	5
2-4-4. 教員及び職員の評価・指導を適切に行っている。	5
3 財務 3-1 財務状況 3-1-1. 財務状況は、中長期的に安定している。	3
3-1-2. 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	5
3-1-3. 適正な会計監査が実施されている。	5
4 教育環境 4-1 校地、校舎 4-1-1. 法務省告示日本語教育機関として適切な位置環境にある。	5
4-1-2. 安定的に教育活動を継続するための校地及び校舎が整備されている。	5
4-1-3. 校舎面積は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。	5
4-2 施設、設備 4-2-1. 教室、その他の施設は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。	5

4-2-1. 教室、その他の施設は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。	5
4-2-2. 教室内は、十分な照度があり、換気がなされている。	5
4-2-3. すべての教室は、語学教育を行うのに必要な遮音性等が確保されている。	5
4-2-4. 授業時間外に自習できる部屋が確保されている。	5
4-2-5. 教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。	5
4-2-6. 視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育用機器が整備されている。	5
4-2-7. 教員及び職員の執務に必要なスペースが確保されている。	5
4-2-8. 同時に授業を受ける学生数に応じたトイレが設置されている。	5
4-2-9. 法令上必要な設備等が備えられている。	5
4-2-10. 廊下、階段等は、緊急時に危険のない状態である。	5
4-2-11. バリアフリー対策が施されている。	5

5 安全・危機管理	
5-1 健康・衛生	5
5-1-1. 健康、衛生面について指導する態勢を整えている。	
5-1-2. 対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて、留学生保険にも加入している。	5
5-1-3. 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。	5
5-1-4. 感染症発生時の措置を定めている。	5
5-2 危機管理	5
5-2-1. 危機管理態勢が整備されている。	
5-2-2. 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定めている。	5
5-2-3. 気象警報が発令された場合の措置を定めている。	5
5-2-5. 防災用品が備蓄されている。	5
6 法令の遵守等	
6-1 法令の遵守	5
6-1-1. 法令遵守に関する担当者を特定している。	
6-1-2. 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	5
6-1-3. 個人情報保護のための対策がとられている。	5

6-1-4. 入国管理局、日振協、関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。	4
<b>第2 運営に関する事項</b>	
7 運営全般	
7-1 組織的な経営	
7-1-1. 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	5
7-1-2. 管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営がなされている。	5
7-2-3. 関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。	5
7-3 情報の共有化及び発信	
7-3-1. 外部からの情報提供が効率的になされ、かつ、共有化する仕組みがある。	5
7-3-3. 入学希望者・学習者及びその利害関係者（経費支弁者等）の理解できる言語で情報提供を行っている。	5
8 学生募集	
8-1 募集方針	
8-1-1. 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	5
8-1-2. 募集定員を定めている。	5
8-1-3. 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	5
8-2 募集活動	
8-2-1. 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報が入学希望者の理解できる言語で開示されている。	5
8-2-2. 求める学生像を明示している。	5
8-2-3. 応募資格及び条件を入学希望者の理解できる言語で明示している。	5
8-2-4. 募集活動を行う国・地域の法令を遵守した募集活動を行っている。	5
8-2-5. 海外の募集事務所（本校代表者等）に最新、かつ、正確な情報提供を行っている。	5

8-2-6. 海外の募集事務所（本校代表者等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	5
8-3 入学選考	
8-3-1. 入学選考基準及び方法が明確化されている。	5
8-3-2. 学生情報を正確に把握し、及び提出書類により確認を行っている。	5
8-3-3. 入学選考を行う態勢が整備されている。	5
8-3-4. 受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。	5
9 教育活動	
9-1 企画	
9-1-1. 理念・教育目標に合致したコース設定が行われている。	5
9-1-2. 教育目標達成に向けた教育内容、教育方法及び進度設計がなされている。	5
9-1-3. レベル設定に当たっては、国内で又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしている。	5
9-1-4. 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	5
9-1-5. カリキュラムは、体系的に編成されている。	5
9-1-6. 教育目標に合致した教材が選定されている。	5
9-1-7. 補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。	5
9-1-9. 教員配置が適切になされている。	5
9-2 実施	
9-2-1. 授業開始までに学生の能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	5
9-2-2. 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	5
9-2-3. 開示された授業計画によって授業が行われている。	5
9-2-4. 修了の要件が定められ、学生の理解できる言語によって明示されている。	5
9-2-5. 教育内容に応じて教育用機器を活用している。	5
9-2-6. 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	5

9-2-7.	理解度・到達度の確認が実施期間中に適切に行われている。	5
9-2-8.	個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援が行われている。	5
9-2-9.	特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。	5
9-2-10.	授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。	5
9-2-11.	学習内容、時間割と学年暦、成績判定の基準と方法、学習上の留意点、留学生活上の留意点、入管法上の留意点とこれらについての相談担当者名が記載された文書を、入学時に学生に配布している。	5
<b>9-3 成績判定</b>		
9-3-1.	判定基準及び判定方法が明確に定められ、開示されている。	5
9-3-2.	成績判定結果を的確に学生に伝えている。	5
9-3-3.	判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	5
<b>9-4 授業評価</b>		
9-4-1.	授業評価を定期的に実施している。	5
9-4-2.	評価態勢、評価方法及び評価基準が適切である。	5
9-4-3.	学生による授業評価を適宜実施している。	4
9-4-4.	評価結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組に反映されている。	5
<b>10 学生支援</b>		
<b>10-1 支援態勢</b>		
10-1-1.	学生支援計画を策定し、支援態勢が整備されている。	5
10-1-2.	休日及び長期休暇中の学生対応ができている。	5
10-2.	日本社会を理解し、適応するための支援	5
10-2-1.	入学直後のオリエンテーションを実施している。	5
10-2-2.	生活に関するオリエンテーションを実施している。	5
10-2-3.	地域交流や地域活動を実施している。	5
<b>10-3 生活面における支援</b>		
10-3-1.	住居支援を行っている。	5

10-3-2.	アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	5
10-3-3.	交通事故等の相談態勢が整備されている。	5
10-3-4.	定期的に健康診断を実施している。	5
10-3-5.	学生全体の生活状況について定期的に調査している。	5
10-4	進路に関する支援	
10-4-1.	進路指導担当者が特定されている。	5
10-4-2.	学生の希望する進路を把握している。	5
10-4-3.	進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	5
10-4-4.	入学時からの一貫した進路指導を行っている。	5
10-5	入国・在留関係に関する指導及び支援	
10-5-1.	担当者は、研修受講等により適切な情報取得を継続的に行ってい る。	5
10-5-2.	入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行つ ている。	5
10-5-3.	在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。	5
10-5-4.	在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	5
10-5-5.	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないた めの取組を継続的に行っている。	5
11	教育成果	
11-1	成果の判定	
11-1-1.	進級及び卒業判定が適切に行われている。	5
11-1-2.	日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握してい る。	5
11-2-2.	卒業後の進路を把握している。	5
11-2-3.	進学先、就職先等での状況や卒業生の社会的評価を把握してい る。	5

以上